聖籠町立聖籠中学校 校長 丸田 磨里

出席停止について

お子さんの病気は、学校保健安全法第19条により、出席停止となります。**登校する際には、** 下記の登校許可証を医師から記入していただき、学級担任へ提出してください。

【学校感染症の出席停止の期間】

(第1種) 治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)、中東呼吸器症候群(MERS)

(第2種) 期間の基準が定められている感染症

- インフルエンザ…発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- 百日咳…特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終 了するまで
- 麻しん…解熱した後3日を経過するまで
- 風しん…発しんが消失するまで
- 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)…耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 水痘(水ぼうそう)…すべての発しんが痂皮化(かさぶた)するまで
- 咽頭結膜炎(プール熱)…主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎…病状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで

(第3種) 症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染 症など)

 登校許可証

 聖籠中学校
 年組
 生徒氏名
 (
)

 診断名
 診断年月日
 年月日
 月日

 上記の疾病は、軽快しており感染の恐れがないため、
 年月日より登校を許可いたします。